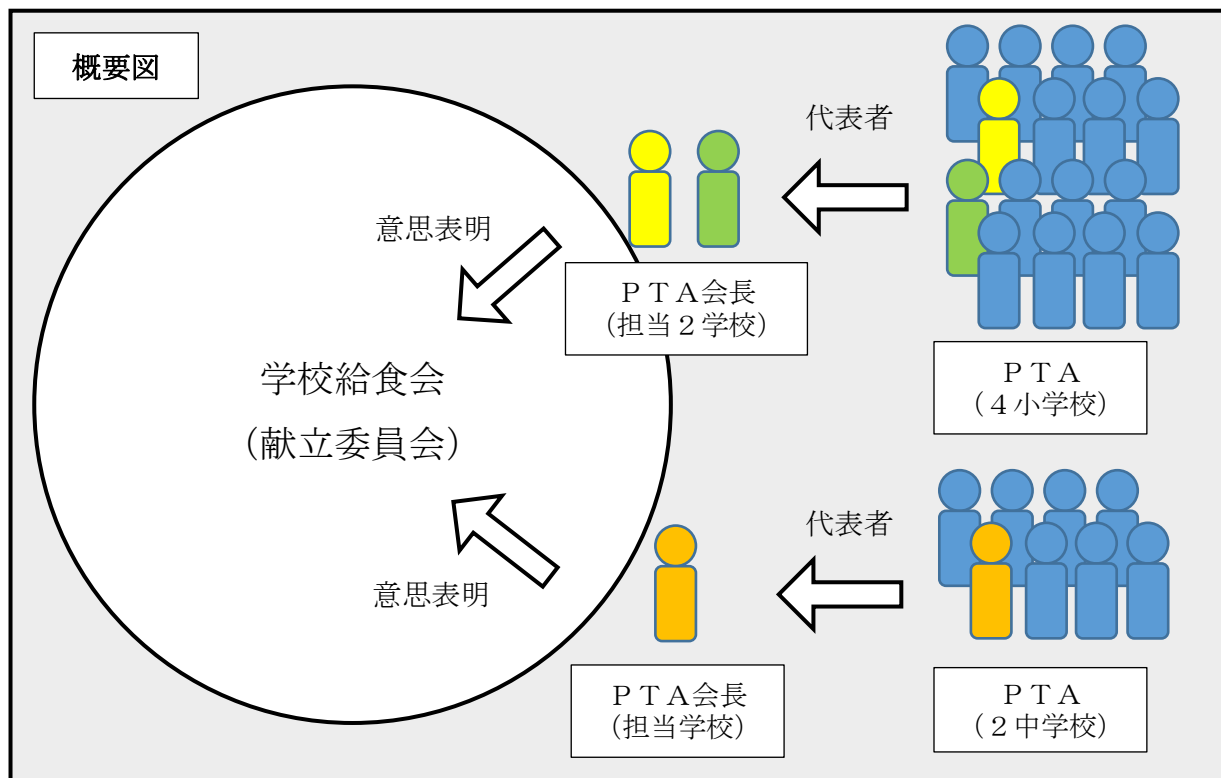


文部科学省が示している学校給食衛生管理基準では、「献立作成」と「学校給食用食品の購入」については、「保護者その他の関係者の意見を尊重すること」と規定されています。

今までは、播磨町学校給食会の献立委員会で、保護者を代表する方や学校長、栄養教諭などの関係者で合意形成し、柔軟に運用しながら献立作成や学校給食用食品の購入をしておりましたが、今後、学校給食費が公会計化すると、町や教育委員会が法律や条例、規則などに基づいて厳格に対応する必要が生じてくることから、現行と同様の運用を維持することが困難な状況となっております。

そこで、今までの運用を踏まえながら今後の体制を構築していくために、「今後、どのような方法で保護者の方からご意見頂戴すべきか」について、播磨町学校給食審議会でのご審議をお願いいたします。

【現在の体制】



- ・ 各学校PTA（保護者の半数以上で組織される団体）の代表者を通じて保護者の意見を聴取している体制。
- ・ 担当学校のPTA会長（小学校2名、中学校1名）は、学校給食会（献立委員会）の構成員であるため、意思表明の機会があり、議事の決定に直接関与出来ている。なお、学校給食会（献立委員会）では、代理出席も認められている。
- ・ 学校給食会（献立委員会）の開催頻度は、概ね月1回程度。
- ・ 献立の内容は、町の公式ホームページ上に公開しており、誰でも閲覧可能。
- ・ 概ね年1回程度の頻度で学校給食展を開催しており、町民や学校関係者には学校給食を実食する機会が与えられている。

保護者の意見聴取方法について

【現行の体制を維持出来ても残る課題】

- ・ 学校給食会（献立委員会）で意思表示の機会は与えられているものの、会議の場で専門職の構成員を目の前にして発言することはハードルが高い。
- ・ 学校給食会（献立委員会）の開催頻度とPTA役員会などの会合の開催時期との都合で、PTA全体の総意を汲み取りにくく、PTA会長の葛藤（一保護者としての意見なのか、PTAの代表としての意見なのか判断しにくい状況）がある。
- ・ 担当学校のPTA会長と担当学校以外のPTA会長との連携が円滑でない場合、担当学校以外のPTAの意見は反映されない。
- ・ PTA未加入者は、議事の決定に直接関与出来ない。

【今後の体制構築に向けて検討いただきたい事項】

- ・ 保護者の意見は、「献立作成」と「学校給食用食品の購入」のそれぞれについて、「①直接関与する体制」が必要か、それとも「②間接的に関与する体制」で十分か。
- ① 直接関与する体制とは、意思決定するタイミングで自らの意見を表明し、その意思決定に直接影響を与えることが出来る体制を意図しています。（例：献立委員会の構成員 など）
 - ② 間接的に関与する体制とは、自らの意見を表明する機会は与えられており、その意見は尊重されるものの意思決定するタイミングに居合わせることは想定されていない体制を意図しています。（例：一定周期ごとにPTA宛に意見を求める文書を送付する。学校給食展などの場でアンケートを実施する。献立委員会の構成員である学校長を通じて意向を伝える。 など）

【以下、参考条文を一部抜粋】

学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）

第3 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準

- 1 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準は、次の各号に掲げる項目ごとに、次のとおりとする。

（1） 献立作成

一～三 省略

四 献立作成委員会を設ける等により、栄養教諭等、保護者その他の関係者の意見を尊重すること。

五 省略

（2） 学校給食用食品の購入

①共通事項

一 学校給食用食品（以下「食品」という。）の購入に当たっては、食品選定のための委員会等を設ける等により、栄養教諭等、保護者その他の関係者の意見を尊重すること。（以下、省略）

二 省略